

【2025年度以降入学者】

② 履修方法等

1. 法学学位プログラム（博士後期課程）の開講授業科目のうち、専攻共通科目及び企業法コースの開講科目を中心に、必修科目9単位を含む15単位以上を履修すること。なお、以下の科目については5単位を上限として修了要件となる単位として認められる。
 - ・ 学術院共通専門基盤科目、研究群共通科目
 - ・ 大学院共通科目、他研究群、他学位プログラム、他専攻で修得した単位のうち、所定の要件を満たすものについては、教員会議の議を経て認められる。
2. 授業時間割は、2年間で、必修科目を除くすべての選択科目を履修できるように編成している。学生は各自の履修計画をたてて、1年次・2年次及び3年次にバランスよく配分して単位を履修することが望ましい。
3. 博士論文の作成指導は、主として必修・企業法特別研究Ⅰ～Ⅸで行われるが、次のような指導体制のもとに、6つのステージを踏んで完成に導くことを予定している。
 - A. 指導体制：
法学学位プログラム会議で指名する1名（または2名）の『指導教員による指導』と、法学学位プログラム教員全員で構成する（中間報告会における）『全体指導会議による指導』を行う。
 - B. ステージ制：
次のような予定で、論文の作成と指導を行う。

1年次	第1ステージ（研究計画書を作成する）
〃	第2ステージ（全体の構想の明確化・サーベイ論文）
〃	論文のいくつかの核となる部分を具体的に調査・執筆する
2年次	第3ステージ（中間論文の作成・共同指導）
〃	論文のいくつかの核となる部分を具体的に調査・執筆する
〃	中間報告会（全体の輪郭が明らかになる）
3年次	第4ステージ（論文ドラフトを作成する）・最終中間報告会（共同指導）
〃	第5ステージ（論文を確定し予備審査に入る）
〃	第6ステージ（正規の審査手続・課程修了）

以上のスケジュールは、一応の目安に留まり、学生個人の進度に合わせた柔軟な運用を行う。中間報告会は、論文作成の進行状況を把握し、適宜これに指導を与える機会として位置づける。各段階ごとにテストし、次のステージへの進級をチェックするというような扱いはしない。
4. 法学学位プログラムに3年以上在学し、必修科目の単位をすべて含む合計15単位以上を修得した上、本学位プログラムの定める規則に従って学位論文を完成し、その審査及び最終試験に合格した者には「博士（法学）」の学位が授与される。
5. 開設年度または単位数が異なる同一科目を修得した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した方の科目のみである。後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。

注1：履修方法は、原則としてそれぞれの入学年度の便覧に記載されている履修方法に従うこと。

注2：在学期間中にカリキュラムの変更が行われ、当該科目がなくなった場合には、必要に応じて科目の読み替えを行う。

履修方法・修了要件

ビジネス科学研究群 法学学位プログラム(博士後期課程)

【履修方法・修了要件】

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	法学関連科目 共通科目	必修 企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ	9
		選択	
	専門科目	選択	
		修了単位数	15

6

※ 履修上の注意

以下の科目については、最大5単位を上限に修了要件として認定することができる。
・研究群共通科目
・他学術院、他研究群、他学位プログラム、他専攻の科目（教員会議の議を経て認められる。）

◆ 修了要件等

本学位プログラムに3年以上在学し、上記の履修方法に従って合計15単位以上を修得した上、本学位プログラムの規定に従って学位論文を完成し、その審査及び最終試験に合格した者には、「博士（法学）」の学位が授与される。

◆ その他

上記に記載する外、履修に際しての補足事項については別紙「履修方法等」を、早期修了を含む課程修了のプロセスについては別紙「課程修了と学位授与について」を参照。

③ 課程修了と学位授与について

〔標準修了〕 修業年限：3 年

(a) 本学位プログラムに標準修業年限（3 年）以上在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 15 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる形態である。

〔在来型早期修了〕 修業年限：1 年以上 3 年未満

指導教員等からの推薦を受け、研究科に設置された検討委員会で「優れた研究業績を上げた者」(*1)として認定されたものについて、特別に修業年限を短縮し、課程修了と学位授与が認められる形態である。

該当者は、(a) 学位プログラムに 1 年以上 3 年未満在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 15 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる。(*1) 優れた研究業績を上げた者の満たすべき基準は、「当該候補者の在学中における研究成果が 2 編以上の学術論文として採択されており、かつ、他の 1 編に相当する論文又はそれに相当する著作物（特許等を含む）が一般の学術論文誌等の採択基準を満たしていると判断できること」である。

〔早期修了プログラム〕 修業年限：1 年

入学前の同プログラムの履修認定審査において、一定の研究業績を有し 1 年以内に博士の学位取得に到達可能なレベルとの認定を受けたものについて適用する形態である。

在学中は所定の達成度評価を課し、修了に際しては「在来型早期修了」と同様に「優れた研究業績を上げた者」(*2)としての認定が必要となる。

該当者は、(a) 本学位プログラムに 1 年在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 15 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる。

なお、当該プログラム履修者が 1 年で課程を修了できない場合は、標準修了あるいは在来型早期修了を目指すことになる。

(*2) 優れた研究業績を上げた者の満たすべき基準は、「当該候補者の在学中における研究成果が 1 編以上の学術論文として採択されており、かつ、当該候補者の研究成果 2 編が論文又はそれに相当する著作物（特許等を含む）として高い水準にあると認められること」である。

注1：在来型あるいは早期修了プログラムにより早期修了を目指す者で、修士課程を早期修了した者については、修士課程及び博士課程の在学期間を合わせて 3 年以上の在学が必要である。

注2：本コースにおける課程編成、研究指導、6 ステージ制の博士論文作成プロセス等は、すべて標準修了を前提として基本骨格が作られているが、在来型早期修了あるいは早期修了プログラムも適用可能なように組み立てられている。

注3：いずれの場合も、勤務の都合や論文の作成状況に応じて、標準修業年限（3 年）に加え、在学期間の延長（通算 2 年）や休学（通算 3 年）を組み合わせることで、最大 8 年間まで在籍することが可能である。

【2024年度以前入学者】

② 履修方法等

1. 法学学位プログラム（博士後期課程）の開講授業科目のうち、専攻共通科目及び企業法コースの開講科目を中心に、必修科目9単位を含む20単位以上を履修すること。なお、以下の科目については5単位を上限として修了要件となる単位として認められる。
 - ・ 大学院共通専門基盤科目、研究群共通科目
 - ・ 大学院共通科目、他研究群、他学位プログラム、他専攻で修得した単位のうち、所定の要件を満たすものについては、教員会議の議を経て認められる。
2. 授業時間割は、2年間で、必修科目を除くすべての選択科目を履修できるように編成している。学生は各自の履修計画をたてて、1年次・2年次及び3年次にバランスよく配分して単位を履修することが望ましい。
3. 博士論文の作成指導は、主として必修・企業法特別研究Ⅰ～Ⅸで行われるが、次のような指導体制のもとに、6つのステージを踏んで完成に導くことを予定している。
 - A. 指導体制：
法学学位プログラム会議で指名する1名（または2名）の『指導教員による指導』と、法学学位プログラム教員全員で構成する（中間報告会における）『全体指導会議による指導』を行う。
 - B. ステージ制：
次のような予定で、論文の作成と指導を行う。

1年次	第1ステージ（研究計画書を作成する）
〃	第2ステージ（全体の構想の明確化・サーベイ論文）
〃	論文のいくつかの核となる部分を具体的に調査・執筆する
2年次	第3ステージ（中間論文の作成・共同指導）
〃	論文のいくつかの核となる部分を具体的に調査・執筆する
〃	中間報告会（全体の輪郭が明らかになる）
3年次	第4ステージ（論文ドラフトを作成する）・最終中間報告会（共同指導）
〃	第5ステージ（論文を確定し予備審査に入る）
〃	第6ステージ（正規の審査手続・課程修了）

以上のスケジュールは、一応の目安に留まり、学生個人の進度に合わせた柔軟な運用を行う。中間報告会は、論文作成の進行状況を把握し、適宜これに指導を与える機会として位置づける。各段階ごとにテストし、次のステージへの進級をチェックするというような扱いはしない。
4. 法学学位プログラムに3年以上在学し、必修科目の単位をすべて含む合計20単位以上を修得した上、本学位プログラムの定める規則に従って学位論文を完成し、その審査及び最終試験に合格した者には「博士（法学）」の学位が授与される。
5. 開設年度または単位数が異なる同一科目を修得した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した方の科目のみである。後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。

注1：履修方法は、原則としてそれぞれの入学年度の便覧に記載されている履修方法に従うこと。

注2：在学期間中にカリキュラムの変更が行われ、当該科目がなくなった場合には、必要に応じて科目の読み替えを行う。

履修方法・修了要件

ビジネス科学研究群 法学学位プログラム(博士後期課程)

【履修方法・修了要件】

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	法学関連科目 共通科目	必修 企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ	9
		選択	
	専門科目	選択	
		修了単位数	20
※ 履修上の注意			
以下の科目については、最大5単位を上限に修了要件として認定することができる。			
・研究群共通科目			
・他学術院、他研究群、他学位プログラム、他専攻の科目(教員会議の議を経て認められる。)			
◆ 修了要件等			
本学位プログラムに3年以上在学し、上記の履修方法に従って合計20単位以上を修得した上、本学位プログラムの規定に従って学位論文を完成し、その審査及び最終試験に合格した者には、「博士(法学)」の学位が授与される。			
◆ その他			
上記に記載する外、履修に際しての補足事項については別紙「履修方法等」を、早期修了を含む課程修了のプロセスについては別紙「課程修了と学位授与について」を参照。			

11

③ 課程修了と学位授与について

〔標準修了〕 修業年限：3 年

(a) 本学位プログラムに標準修業年限（3 年）以上在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 20 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる形態である。

〔在来型早期修了〕 修業年限：1 年以上 3 年未満

指導教員等からの推薦を受け、研究科に設置された検討委員会で「優れた研究業績を上げた者」(*1)として認定されたものについて、特別に修業年限を短縮し、課程修了と学位授与が認められる形態である。

該当者は、(a) 学位プログラムに 1 年以上 3 年未満在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 20 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる。(*1) 優れた研究業績を上げた者の満たすべき基準は、「当該候補者の在学中における研究成果が 2 編以上の学術論文として採択されており、かつ、他の 1 編に相当する論文又はそれに相当する著作物（特許等を含む）が一般の学術論文誌等の採択基準を満たしていると判断できること」である。

〔早期修了プログラム〕 修業年限：1 年

入学前の同プログラムの履修認定審査において、一定の研究業績を有し 1 年以内に博士の学位取得に到達可能なレベルとの認定を受けたものについて適用する形態である。

在学中は所定の達成度評価を課し、修了に際しては「在来型早期修了」と同様に「優れた研究業績を上げた者」(*2)としての認定が必要となる。

該当者は、(a) 本学位プログラムに 1 年在学し、(b) 本学位プログラムが定める履修要件に沿って合計 20 単位以上を修得した上、(c) 本学位プログラムの定める規則に従って博士論文を完成し、その学位審査及び最終試験に合格することにより、課程修了と学位授与が認められる。

なお、当該プログラム履修者が 1 年で課程を修了できない場合は、標準修了あるいは在来型早期修了を目指すことになる。

(*2) 優れた研究業績を上げた者の満たすべき基準は、「当該候補者の在学中における研究成果が 1 編以上の学術論文として採択されており、かつ、当該候補者の研究成果 2 編が論文又はそれに相当する著作物（特許等を含む）として高い水準にあると認められること」である。

注1：在来型あるいは早期修了プログラムにより早期修了を目指す者で、修士課程を早期修了した者については、修士課程及び博士課程の在学期間を合わせて 3 年以上の在学が必要である。

注2：本コースにおける課程編成、研究指導、6 ステージ制の博士論文作成プロセス等は、すべて標準修了を前提として基本骨格が作られているが、在来型早期修了あるいは早期修了プログラムも適用可能なように組み立てられている。

注3：いずれの場合も、勤務の都合や論文の作成状況に応じて、標準修業年限（3 年）に加え、在学期間の延長（通算 2 年）や休学（通算 3 年）を組み合わせることで、最大 8 年間まで在籍することが可能である。